

小高句麗国の滅亡

日野, 開三郎

<https://doi.org/10.15017/2244507>

出版情報 : 史淵. 96, pp.1-33, 1966-09-15. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

小高句麗国の滅亡

日野 開三郎

小高句麗国が何時まで存続し、何時如何にして滅亡したかは、此の国の歴史として最大問題であるにも拘らず、此の点に直接言及した史料は全く見出されず、間接的な方法によつて推測を進めて行く外ない実情に在る。

小高句麗国は、安史の乱の勃発以後、渤海国の子国として直轄地同様の支配を受け、内政・外交共に殆んど自主性を奪はれてゐた。渤海は小高句麗国を此の様に強く制圧しつつその領内の豊富な資源を自国の発展強化に資することを以て終始一貫した国是としてゐた。従つて東北亜細亞に於ける渤海の制覇が維持せられてゐる限り、小高句麗は渤海の此の国是によつてその名義的存続を支えられてゐたと見るべきであり、延いては小高句麗の討滅者は此の渤海の覇業を覆滅せしめた第三の勢力に求むべきものとなる。それは阿保機の統率の下に唐の極末の頃から俄に強大となつた契丹を措いて他に無い。契丹は太祖阿保機の天贊五年（此の年太祖死し、太宗立つて天顯と改元、九二六）に渤海を滅してゐるから、渤海よりも契丹に近く、且つ小弱でもあつた小高句麗は必ずやそれ以前に太祖に滅ぼされてゐたと見るべきである。この様な推理に立つて阿保機の渤海討滅前に於ける東方経略の推移を考察するに、果して小高句麗討滅の活動がその中心となつてゐたことが窺はれる。よつて彼の東方経略から考察を進めることとする。

第一節 契丹の太祖阿保機の遼東経略（渤海国討滅以前）

阿保機は一介の酋長より身を起して東亜最強の契丹大帝国を建て二百余年の隆昌の基礎を築いた英傑で、その内外文武の偉業は驚嘆すべきものであるが、かうした雄図を胸に抱いた彼は、その大汗即以前から早くも遼東の経略に乗出し、死歿の日まで努力を傾倒し続け、此れが次第に実を結び、遼東を管轄する東京道は契丹大帝国の直轄領土を構成する五京道の一として国運の隆昌に大きく寄与してゐた。契丹帝国の歴史はその遼東経営を看過しては究明不可能と言ふも過言でなく、同時に又小高句麗及び渤海の歴史に於いても看過し得ないものである。

遼金隆替の一事に徴して明かな如く、遼東経営の成否は直ちに契丹帝国の運命につながる重大な意義をもち、従つて契丹は王朝一代を通じて遼東問題には全力を傾注しており、それだけにその遼東経営の推移は複雑多彩であつて、簡単に扱へるものではない。遼東経営は独立の一大問題として詳考する必要があるが、ここでは小高句麗の研究に差当つて必要ない部分のみを取上げる外ない。よつて時代的には一応太祖時代に限ることとするが、聯関的には以後の部分に論及せざるを得ない場合も少くない。

契丹大帝国の歴史を綴つた遼史は「簡に失す」の定評通り大国の正史としては余りにも簡略で、然も此れを補足すべき有力文献のない現在、此所に陳述する所も隔靴搔痒の憾を免れず、又時に過誤を生ぜん恐れも少くない。切に大方の御叱正を乞ふ次第である。尚以下に述べる所は殆んど未発表の拙稿「契丹の遼東経営」の中より太祖時代の部分を取出したものである。

第一項 遼東経略の次第

阿保機（安巴堅）の遼東経略は彼が未だ契丹の統主とならない時代から初められ、皇帝として死歿するまでの二十年間

撓みなく続けられてゐる。彼の渤海国討滅はいはば此の遼東経略の仕上げであつた。以下、渤海国討滅以前に於ける彼の遼東経略の跡を辿つて見る。

遼史 卷一 太祖紀に記す遼東の地名、遼東の住民たる渤海人・女直人、及び遼東に接壤する半島の国名等、遼東に関する記事を摘出表示すると左の如くである。表中の記事はその数必ずしも多くは無く、又極めて簡略であるが、阿保機の遼東経略を研究する基礎史料を

遼史・太祖紀・遼東關係記事表

番号	史料		西曆	月日	記事
	契丹	中国			
1	太祖即位前	唐天復三年	九〇三	春	伐女直下之。獲其戸三百。
2	同	天祐三年	九〇六	一一月	討奚・霫諸部及東北女直之未附者。悉破降之。
3	即位二年	後梁開平二年	九〇八	一〇月	築長城於鎮東海口。
4	三年	同三年	九〇九	正月	幸遼東。
5	九年	貞明元年	九一五	一〇月戊申	釣魚干鴨淥江。新羅遣使貢方物。高麗遣使進宝劍。
6	神冊三年	同四年	九一八	二月	晋・吳越・渤海・高麗・回鶻・阻卜・党項。各遣使來貢。
7	同	同	同	一二月	幸遼陽故城。
8	同四年	同五年	九一九	二月丙寅	修遼陽故城。以漢民渤海戸突之。改為東平郡。置防禦使。
9	同	同	同	五月庚辰	至自東平郡。
10	同六年	龍德元年	九二一	一二月	詔徙檀・順民于東平・瀋州。
11	天贊三年	後唐同光二年	九二四	五月	是月。徙薊州民突遼州地。渤海殺其刺史張秀実而掠其民。

なしてゐるので、逐一詳考する必要がある。

先づ第一の女直征伐の記事から検討する。此の女直征伐の年は阿保機が契丹の統主に即位（九〇七）するより四年前のことで、当時の彼は痕徳堇可汗の下に大迭烈府夷離堇註257として兵馬の権を掌握してゐた可汗下の最大権力者であつた。此の時の俘獲女直人三百戸は龍化州に遷された。このことは遼史 卷三 地理志・上

京道・龍化州の条に

唐天復二年。太祖為迭烈部夷離董。破代北遷其民建城居之。明年伐女直俘數百戸夷焉。

とあり、州の唯一の屬県たる龍化州の条に

龍化州。太祖東伐女直。南掠燕薊。所俘建城置邑。戸一千。

と記されてゐる。右地理志の記事の外、遼史一卷太祖紀・天復二年九月の条に

城龍化州于潢河之南。始建開教寺。

とあり、天祐元年三月の条に

廣龍化州之東城。

とあるに依つて知られる如く、此の州は天復二年（九〇二）に築城建置せられ、二年後の天祐元年に擴張せられたもので、天復二年の創置は代北の俘獲漢民を置く為であり、天祐元年の擴張は前年の俘獲女直の安置と關係あるものと思はれる。尚阿保機即位前の契丹に果して州県制が採入れられてゐたか否か、筆者は未だ此れを確め得ず、従つて龍化州も建城置邑の初めから此の州名を有してゐたのか、それとも後年になつて与へられたのかは別に考究しなければならぬが、然し後年の州県に當る實體のものであつたことは疑ひ無い。果して然らば、可汗即位前の阿保機によつて置かれた此の城邑は、遼代史上に有名な頭下州又は私城註288に該る彼の私邑であつたことになり、此の種の史料として最も早出するものの一と云ふことが出来る。阿保機は神冊元年の彼の第一回の即位を此の州で行ひ、又所謂四樓の中の東樓註289を置く等、此の州は阿保機の勃興に深い關係を有してゐた。ここに遷された女直は代北より俘遷の漢人と共に阿保機の私領民として農耕に従事し、可汗下の一酋長の地位に在つた彼の權力強化に対し生産部面の担当者として、時には又戦闘員として大きな役割を果したものである。女直人は大體獵農の生活を営み、且つ開化した部族ほど農業に重心を置いてゐたのであるから、農耕

民族の爲に設けられた契丹の州県制に編入せられたこの女直は農耕に重心をおいた開化部族であつたと見るべきである。

龍化州の位置は、先掲の地理志に記されてゐる如く潢河の南に置かれたのであるが、その精確な地点は判つてゐない。

松井氏は潢河と土河（老哈河）との合流点附近に比定せられ、津田博士は土河を去ること頗る遠い東方に在つたものと推

定せられてゐる。^{註261} 所で此の州は行政上は上京道に属してゐたにも拘らず、同じ地理志に、「兵事、属北路女直兵馬司」とあ

る如く、軍政上は東京道に在つた北女直兵馬司に属してゐた。尚右に云ふ北路女直兵馬司は他に所見がなく、北路の路は

衍と解せられる。北女直兵馬司は遼史 卷四 六 百官志・東北路諸司の項に「北女直兵馬司在東京遼州置」とある如く、東京道

の遼州におかれてゐたものである。遼州は今の鉄嶺に比定せられる契丹の銀州の西南方、遼河の右岸の遼濱塔の地に当る。^{註263}

行政上は上京道に属する龍化州が軍政上では遠く離れた東京道の遼州に在る北女直兵馬司に属してゐたと云ふことは、龍

化州と遼州方面とが軍事的に密接不可離の關係に在つたこと、延いては兩地間に重要な交通幹線が通じてゐたことを示す。

今の開原に当る契丹の咸州^{註264}附近以北は漢・三国の古へより南北朝・随・唐に至るまで、濊貊系の夫余族及びその族裔た

る粟末靺鞨の住域であり、咸州以南の南滿遼東の地は同じく濊貊系たる高句麗人の住域であつた。^{註266} 所が唐末、即ち契丹の

勃興する頃には純通古斯系たる女直がそれらの地方一圓に蔓延してゐた。^{註267} 濊貊系住域内への女直の入住蔓延は滿洲史の大

問題であるが、その詳細は割愛する。契丹が占領した滿洲は此の様に女直が蔓延した後であり、よつて契丹はそれらの女

直を地域的に区分し、特に直轄地たる東京道の女直に対してはその区分を細かくしていた。即ち遼東半島に住む曷蘇館女

直を南女直、咸州方面居住の者を北女直、今の農安方面の者を黃龍府女直として扱つてゐる。北女直兵馬司は此の北女直

を統御する為のものであり、南女直を統御する機関は南女直湯河司であつた。^{卷三 八} 地理志・東京道の記載によつて

軍政上北女直兵馬司に属する諸州を拾ひ出すと、先の遼・咸州の外に棋・韓・雙・銀・銅・鄆・肅・安州等。都合十指を

屈するに足るが、他道の州としては上述の上京道・龍化州を見出し得るのみである。右東京道十州の大體の範圍は今の鉄

嶺・開原・八面城方面の遼河流域であつた。但し北女直兵馬司所屬の此れら諸州がそのまま北女直の住域であり、北女直が州民の中心であつたと速断してはならぬ。州民に編籍せられてゐたのは主として漢人・渤海人で、女直は州県制の外に置かれ、氏族制的統制に従つてゐた。北女直兵馬司所屬の諸州は北女直統御の責務を分担し、従つて又司の保獲を受けてゐたものと見るべきである。然し北女直兵馬司管下の諸州が北女直の住域と全く無關係であつたと見るのも妥当でない。その多くは北女直の住域内に在り、然らざるものもそれに接在した州であつたと見るべきである。此の様に見て来ると、龍化州と遼州とが交通幹線で結ばれてゐたと云ふことは、龍化州が契丹から北女直に向ふ幹線路上の要衝にあつたことを意味するものとなる。阿保機の遼東経略の始動的軍事行動と見られる天復三年の征伐及び天祐三年の第二回征伐の対象となつた女直の実體を知る為には少くとも以上の予備知識を必要とする。

第一回女直征伐の前進基地とせられたのは龍化州の地で、このことはその前年に州城が創設せられてゐることから察せられる。さすればその征伐の対象とせられた女直は後に云ふ北女直でなければならぬ。津田博士は第一回の征伐を咸州方面、第二回の征伐をその東北方の韓州（今の八面城）方面であらうと推断せられてゐるが、註269大體當を得たものと云ふべきである。

契丹が遼東に入る街道には三つの幹線があつた。その第一は營州より今の義県・北鎮等を経由するもの、即ち唐代で云へば營州から燕郡（鎮安軍）安東・汝羅・巫閭・懷遠等の諸守捉を経て遼陽に入る街道で、渤海の營州道に當る。所が唐末の營州は未だ幽州節度使の隸下に在り、又契丹に反抗する奚が最後の拠点として州域内に立籠つてゐた。此の奚が契丹に全く屈服したのは阿保機の即位第五年目で、註270彼の最初の女直征伐から計へて八年後であつた。従つて唐末の契丹は未だ此の街道を東征路として自由に活用し得る態勢を確立してゐなかつたわけである。契丹の入滿第二の幹線は今の農安附近に當る渤海の扶余府に向ふ街道で、渤海の所謂契丹道である。新唐書 卷二 渤海伝に依れば、此所には契丹の來侵に備へ

る渤海の勁兵が常屯してゐたと云ふから、契丹の此の街道に由る入滿は渤海との激戦を必要とし、且つそれに先つてその中途にある韓州方面の女直を経略しておかなければならぬ。阿保機が扶余府を攻めたのは彼の遼東経略の最後の段階たる渤海討滅戦に於いてである。即位前の阿保機が農安方面、即ち渤海の扶余府であり、契丹によつて後に黃龍府と改められた地方の女直を伐つ筈のないことは極めて明かである。契丹入滿の第三幹線は先述の龍化州より遼州・咸州等に至る街道である。

契丹の遼州の地は遼東の通古斯系住地と遼西の遊牧勢力とを結ぶ交通の一大幹線上の要衝として史上に著聞してゐる。

即ち大高句麗は遼河渡津の監視を嚴にする為に此所に武厲遷(武列城)を置き、次いで隋の煬帝は高句麗征伐に先づ此所をとり、遼東郡及び通定鎮を立てた。此の遼東郡は遼陽なる旧来の遼東郡と區別する為に遼東新城、略して単に新城とも呼ばれてゐた。唐の太宗が貞觀年間に高句麗を伐つた際にも、名將李勣は此の地で遼河を渡り遼東に攻入つてゐる。^{註27.1}降つて天寶二年設置と推定せられる襄平守捉が此の地の軍団であつたことは先に考説した如くである。高宗の永徽五年、唐の邊境攪亂を企てた高句麗が遼東新城を攻め、却つて契丹の酋帥李窟哥に大破せられてゐる。^{註27.2}かうした一連の史実は此の地が遼東の通古斯系と遼西の遊牧系、特に契丹との交通往來の要衝であつたことを證示するものであるが、此所は中国の前線基地たる營州を去ること遙かに遠く、それだけに中国側威力の失墜した場合、最も早く喪失する危険の多い所であつたと云へる。恐らく幽州節度使の勢力から事実上早く脱落し、よつて此の街道のみは契丹の利用が容易となつており、かくて阿保機は此の形勢に乘じ女直に討入つたのであらう。但し龍化州から出發した阿保機が遼州の地に入りそれより北進して咸州方面に至つたのか、それとも遼州に入らないで、その手前で北東に折れて咸州に直入したのかと云ふ点に就いて尚よく考へて見る必要がある。

咸州や韓州からは遼州を経由せずして契丹の中心部に入る街道があり、遼代にはこれが次第に重要化し、遼末には女直

の勃興に備へて此の街道を固める目的をもつた咸州兵馬祥穩司が設けられてゐた。^{註273}又失名氏の北風揚沙録に^{註274}

自咸州東北分界入宮口入宮口、一 作八室口 至凍沫江。中間所居之女真。隸契丹咸州兵馬司。與其國往來無禁。謂之回霸。非熟女真。亦非生女真也。

とあつて、咸州が今日の輝發河の流域に拠つてゐた回霸（回跋）部女直との交通貿易の要衝となつてゐたことを伝へてゐる。従つて咸州は契丹と輝發河方面女直との交通貿易上の要地でもあつたわけである。然しかうした咸州や韓州の満・丹交通貿易上に於ける重要化は契丹の根拠が潢河（シラムレン）の北に移つてから増大したもので、南方の營州域内に拠つてゐた時代はそれ程では無かつたと思はれる。満丹交通の大街道として終始一貫重要性を有してゐたのはやはり龍化州と遼州とを結ぶ路線であつた。遼史^{卷一} 聖宗紀・開泰元年十二月の条に

貴徳・龍化・儀坤・雙・遼・同・祖七州。至是有詔。始征商。

とあるは、契丹が潢河の北方に拠つて帝國の全盛を誇つた時代に於いても龍化・遼州間の街道が交通貿易に頗る盛況を呈してゐたことを示す。貴徳州は今の范河に沿ふ撫安堡、^{註275}雙州は遼州の東北程遠からぬ地、^{註276}同州は咸州と銀州（鉄嶺）との中間の懿路にそれぞれ比定せられてゐるから、龍化州から東に向ふ街道は、遼州に入る本道の外に、その北方の雙・貴徳・同等の諸州に入る諸道が派出してゐたことになる。蓋し広潤な平坦地のこととて街道は自在に展張するを得たのであらう。平時の利用度の大小とは別に、軍用は必要に応じて採否せられるから、咸州方面以北の女直を伐つた阿保機の東進路は、必ずしも平時の利用度の大小によつて判ずべきで無く、寧ろ迂廻の大きい遼州經由をすてて、龍化州出發後。恐らく左に折れて直接咸州や韓州に出たと見るべきであらう。当時の遼州方面は渤海を背景とする小高句麗の渡津防衛線が張られてゐたであらうから、即位前の阿保機としては遼州侵入には慎重でなければならなかつた筈である。何れにしても阿保機の第一回・第二回の女直討伐が咸州から韓州方面にわたるものであつたとする津田博士の見解はよく真実を把へた高

説と云ふべきである。

阿保機が二回にわたつて征服した女直の地に州県、又は後に州県とせられた母胎としての城邑を設置したかどうかは、此の地方に対する阿保機の勢力の浸透状況を知る上に重要な関係をもつ問題であるが、文献上にその決定を求めることは今の所困難である。先づ咸州に就いて見るに、遼史^{卷三}地理志・東京道の咸州の条によれば、此の州は後年に至り營州・平州等の漢人を俘遷しておいた郝里（耗里）太保の私城を聖宗の開泰八年（一一一九）に州に升したものであると云ふ。同条には更に太祖が此所に安東軍を置いたと記してゐるが、此れは遼史地理志の東京道の項に夥しく含まれてゐる謬伝の一例と認むべきもので、信用し難い。但しその理由の説明は煩雜で然も枝葉にわたるので省略する。次に韓州は、同じ地理志によるに、太宗の時、此所に三河・楡河の二州を置いたのを、聖宗が併せて一州とし、韓州としたものであると云ふ。太宗の三河・楡河二州は阿保機の時その母胎的な城邑をおいてゐたのを州に升したのではないかとの疑を抱かせぬではないが、勿論、それを確める手掛りは無い。次に咸州の北方に置かれてゐた肅州（管県は清安唯一県）に就いては金の王寂の遼東行部志に、彼が章宗の明昌元年（一一九〇）四月甲申に咸平（契丹の咸州）を出て翌乙酉晩に清安県に宿し、又翌丙戌の日に咸平に帰つたことを記し、その清安の説明に

清安。世傳。遼太祖始置為肅州。本朝改降為縣。

とて、肅州は契丹の太祖が創置したとの云ひ伝へが此の地に存してゐたと云つてゐる。王寂は當時の遼東通で、その行部志は史料的价值が大きく、現に肅州・清安県（郭下県）が咸州の北方一日行程に在り、恐らく今の昌図の南方辺りなるべきことも此の行部志によつて教示せられてゐるのであるが、此の地方の歴史に就いては必ずしも精通してゐなかつたらしく、その聞く所を無批判に記してゐる場合が多く、例へば咸州の歴史に関する記述の如きも甚しく誤つており、従つて太祖の肅州創置の点も、たとえ現地の云ひ伝へであつたにしても、何分にも三百年近く後年の世伝としてそのままには信用

し難い。遼史・地理志の肅州の条には

肅州。信陵軍。刺史。重熙十年。州民亡入女直。取之復置。兵事隸北女直兵馬司。

清安県。

とあるのみで、設置の年、州民の族種別等、重要な点は悉く記されてゐない。咸州以北の地に置かれた契丹の州で多少とも太祖に因縁ありげなものは以上の三州に限られ、然も此の三州も太祖設置の州又は城邑なりとの確認は今の所できないのである。それは咸州以南に阿保機設置の州県が多数あつたのと全く対蹠的である。此のことは、二回の女直征伐が只討伐のみに終り、そこに契丹の勢力を確立する試みが無かつたものの如き感じを与へるが、事實はさうでない。第二回の女直征伐が「東北女直之未附者」を対象としたと記されてゐるのは、兩回の遠征が共に北女直の服属を目的とし、第一回を以て咸州方面を従へ、第二回で残りの韓州方面を従へ、以て北女直の征服を完了したことを示す。かくて阿保機の勢力は咸・韓州方面の地域に確立したわけであるが、その勢力波及の北限に就いて、津田博士は契丹の信州方面迄と解せられてゐる。信州は懷徳方面に比定する説が久しく行はれ、津田博士の信州方面北限説も此の比定の上に立てられたものであるが、その後、懷徳の西方の新安鎮の地なる新集敵に比定する新説が提唱せられた。^{註279} 何を是とすべきか、判定し難い所であるが、何れにしても東遼河の北岸に在り、阿保機の勢力が東遼河を越へて北岸地方にまで及んだことに於いては一致する。尚私見を以てすれば、津田博士の説を全然否定すべき反証は未だ無く、寧ろ微力乍ら支援の材料が見出されるのであるが、その詳細は此所には省略する。

支配権の確立を目的として征服した女直の地に州県又はその母胎となる城邑を置かなかつたのは、州県城邑が漢人・渤海人等の農耕定着民を統治する組織であり、女直人は奚・契丹人等と共に氏族統治の下に置くことを原則とした契丹の国制と関係してゐるものと見るべきであらう。但しかうした解釈に於いては俘獲女直人三百戸が龍化州の編民とせられ

たことが問題となつて来る。そこで遼代史を通観するに、俘獲して内遷した者、又は自発的に来投した者等、居住地を離れて契丹の本土又はその近辺に移り住んだ女直人は州県に編成してゐる例が認められる。龍化州は俘遷、来州註280は来投女直の例である。又契丹の勢威が遠く東部滿洲や遼東半島にまで浸透した聖宗の頃、即ち契丹の全盛時代を築いた頃から原住の女直もその民度の高い者は州県制に編成していた。鴨綠江流域の神・桓・豊・正州等はその例である。然し此の様な居住地での州県民編入は国初にはない。して見ると、咸・韓州方面の女直は比較的民度が高く、俘遷の場合の州県編成（農耕）に適應し得たが、その原住地域内には州県を以て統治すべき漢人・渤海人は阿保機の経略当時にはあまり居なかつたと云ふことになる。要するに、二回の女直征伐は後年に云ふ北女直の征服の爲で、その目的は大体達成せられたのである。

女直征伐に次ぐ鎮東海口の長城築造とその翌年の遼東行幸とは、女直征伐が遼河上流の北方経略であるのに対し、南方の遼河口方面の経略に関する所伝で、築城と行幸とは聯関してゐるので一括して扱ふこととする。

鎮東は海口、即ち海港の地である。然しその所在は表の記事からだけでは明かでない。又管見の限り鎮東海口の契丹側所伝はただこの一記事に限られ、他に参考となるものはない。所が幸にも陸氏南唐書卷一 契丹伝に収載せられた南唐の

入遼使臣公乘鎔が本国に送つた書信や契丹主の国書等の中に此の缺を補ふ有力な資料が残されてゐて、その遼東に所在してゐたことが知られるのである。同伝によつて関聯ある部分の大意を紹介すると次の如くである。公乘鎔は南唐の昇元年（契丹の応歴元年、後周の広順元年、九五—）南唐の使臣として海路契丹に赴き、六月に本国を發し、七月に鎮東関に着いたが、間もなく契丹に皇位継承の争が起つた（九月）ため、しばらく滞留を余儀なくせられ、九月、漸く出迎への牛車百余乘と鞍馬とに荷物を積んで十月に東京遼陽府に入り、それより遼河を渡り、翌年正月に契丹の南京道の幽州に着いた。公乘鎔の使行任務は後周に対して契丹と南北から挾攻する爲に南唐から契丹に遺る武具一万領その他の膨大な軍需物

資を送り届けるに在つた。契丹の皇帝は此の兵鑑送付に對する礼状を南唐の皇帝に送つてゐるが、それには公乘鎔の入港地を「東京の海岸」と記してゐる。此の公乘鎔使行の所伝から鎮東に就いて少くとも次のことが知られる。即ち先づ第一に、海港たると同時に関であつたこと、第二に、東京遼陽府所管の海岸に在つたこと、第三に、遼河以東に所在してゐたこと、第四に、南唐の海船、従つて恐らくその他の國々の海船が出入する重要港浦であつたこと等である。関港の精確な位置は判らないが、遼河口以東の余り遠隔ではない海岸であつたことは紛れないと云へる。^{註282}

鎮東は海港であると共に、占領後の契丹によつて関とせられ、又長城が築かれてゐる。海港であり、そこに内外各地の貿易船が出入してゐた以上、それは同時に陸上商業との接会点ともなつてゐた筈であるから、それら商人やその他の出入者を呵察し抽税する為に関が設けられたのは至極当然と考へられるが、更に此の関を中心として長城が築設せられてゐるのは、より一層重要な政治的・軍事的意義が此の海口の占領に潜められてゐたことを暗示してゐる様に思はれる。そこで長城なるものの目的や役割を他の一般例から考へて見るに、有名な万里の長城は北方民族の中國への侵寇を防ぐ為のものであり、明の東北辺牆は女直の侵入を防ぐ為のものであり、又高句麗の築いた扶余城より渤海湾に至る千余里の長城は西方遊牧勢力や中國の侵攻を防ぐと共に逆に管下の韃鞃人が遊牧・中國の兩勢力に接近往来するを斷隔せんが為のものであつたと云ふから、長城には外部からの侵寇を防ぐ目的のものと、管内住民が外部の敵對勢力に接近し結合するのを防ぐ目的のものがあつたことになる。契丹の鎮東関長城築設の目的もその何れかの一、又は双方を兼ねてゐたものと見るべきであらう。契丹は後年に鴨綠江流域にまで支配を拡大すると、鴨綠江口にも長城を築いてゐる。此の長城築造に就いては別に詳考する必要があるが、宋会要・蕃夷・三之一・女真・淳化二年の条に

首領野里鷄別書作伊勒錦等上言。契丹怒其朝貢中國。去海岸四百里。置三柵。柵置兵三千。絶其貢獻之路。一云云。

とある如く、築城の目的は女直の中国への往来を遮断するに在つた。^{註284}時に中国の宋は滿洲に在る渤海遺民や女直の勢力と結んで契丹を挾攻する策略を推進し、女直側にも此れに應ずる動きがあつて、その断隔は契丹に取つて緊要となつてゐたのである。後年の此の例から推して鎮東関の築城も断隔が主たる目的であつたのではないかと考へて検討して見る必要がある様に思はれる。

鎮東関の築城は阿保機の即位の翌年である。そこで此の当時の滿洲の形勢を大観するに、渤海が老大国の貫祿を以て威容を誇つており、遼東の小高句麗を子国としてその地をも支配してゐた。此の渤海が遊牧勢力の擡頭、特に遼西の契丹の勃興を喜ばぬことは、それまで渤海の發展に最大の妨害となつて来たのが遊牧勢力の東進活動であつた史実に徴して容易に推察せられる。契丹の勢力強化は早晚渤海との抗争に發展する筈で、それは丹・渤海双方が共に予知してゐたものと思はれる。大汗即位後僅かに二年目の阿保機は、漸く契丹統主の地位を克ち得たばかりで、叛奚さへも未だ征定し得ず、東方に向つては咸洲方面以北の女直を討伐してゐたものの、遼陽方面にまで手を出す段階には至つてゐなかつたと解せられるが、然し雄図を心中に抱いてゐた彼は私かに渤海と輸贏を決する日を期してその対策を充分考へてゐたであらう。鎮東関の名は阿保機の占領後に契丹が与えたものであるが、海港そのものはそれ以前から存在し利用せられてゐたわけであるから、小高句麗を子国として遼東の支配権を握つてゐた渤海は此の海港から中国に往来し、契丹の擡頭に対する中国との提携策を進めることができた筈である。此の様に観すれば、後日の大成を期してゐた阿保機の鎮東海口の占領と長城築造には滿華提携の断隔の意図が含まれてゐたと解するも敢て考へ過ぎではないであらう。長城の築造は主として渤海及び小高句麗の渤海湾進出を阻止せんが為のものに相違ないが、鎮東海口の占領そのものには、かうした断隔の外に、契丹自身が海上に進出すべき国際情勢の展開に促された意味も含まれてゐた様である。

大唐を滅した後梁はその建国前から契丹に修好を求め、しきりに使臣を相往来せしめてゐた。その建国前後の使臣聘報

を表示するに左の如くである。註26

建国前に於ける使臣の聘報は予て篡奪の野心を抱いてゐた朱全忠が契丹の阿保機にも篡奪

建国前後契丹、後梁使臣聘報表（建国第三年迄）

年号		西曆	月日	記	事	出典
契丹	後梁	九〇六	二月	後梁ヨリ契丹へノ遣使	契丹ヨリ後梁へノ遣使	遼史・一
太祖元年	開平元年	九〇七	四月丁未	唐梁王朱全忠廢其主尋弑之自立為帝国号梁、遣使来告。	契丹主阿保機使袍笏梅老来	同
同	同	同	四月	帝遣太府少卿高順報之。	契丹遣使者来。	通鑑・二六六
同	同	同	五月		契丹主安巴堅遣使貢良馬。	新五代史・二
同	同	同	五月戊寅		契丹主阿保機遣使隨高順入貢且求冊命。	旧五代史・四
二年	二年	九〇八	二月辛未	帝復遣司農卿渾特、特賜以手詔。		通鑑・二六六
同	同	同	五月己丑	約共滅沙陀。乃行封冊		同
同	同	同	同	梁遣郎公遠来聘。		同
三年	三年	九〇九	二月丁酉			遼史・一

を勧めて彼我歩調を合さんとしたものであると云はれてゐる。かうして建国前より初まつた修交は後梁滅亡の日まで続き、且つ同盟の形にまで固められて行くのであるが、それは山西に抛り、後には河北をも併せて後梁と覇を争つた晉（後の後唐）を南北より圧する為であつた。そして此の後梁と契丹との修好使臣の彼我往来が史に最も頻繁に伝えられてゐるのは、両者建国の年の四月と五月とで、双方各二回、計四回の使臣往来を算へる。此の頻繁な使臣の交換には当然重大な外交関係の推進があつたものと見なければならぬが、その内容に就いての説明はない。然し此の時に後梁一代の対契丹外

交の基礎が固められたのではないかとの推想は容易に見当つけられる。そして此の推想の裏づけは契丹・後梁の外に更に山西の晉を加へた三国鼎立の国際情勢の中に求められる様に思はれる。大唐を倒して群雄の機先を制した後梁に対し、あくまで強力な抗争を続けたものは河東に拠つた晉の李克用で、彼は後梁との争には背後の契丹と和する必要があるを思ひ、一度は結盟に成功したのであるが、契丹は忽ち此の盟約を破つて逆に侵略を逞しくした。資治通鑑卷二 後梁紀・開平元年五月の条に

是歲阿保機帥衆三十萬寇雲州。晉王與之連和。面會東城。約為兄弟。延之帳中。縱酒握手盡歡。約以今冬共擊梁。中・阿保機留旬日乃去。晉王贈以金繒數萬。阿保機留馬三千匹・雜畜萬計以酬之。阿保機歸。既而背盟。更附于梁。晉王由是恨之。

とあるは、晉と契丹との結盟、及び契丹の豹変背盟を伝へた記事であるが、此の背盟の時は五月であり、背盟した契丹は後梁に転附したことが明記せられており、此の五月は前月に続いて契丹と後梁との使臣聘報が行はれた月である。従つて表の建国年の使臣往来は明かに後梁の契丹抱き込みと、契丹が此れに承諾して晉より後梁に転附した際の折衝であつたこととなる。所で此所に注意を要するのは、此の様な重大使命を帯びた双方の使臣の往来が海路に由つてゐたことで、それは表の朱全忠側第一回遣使の記事に「浮海」とあるによつて知られる。當時は後梁の北方は未だその支配に服しておらず、河北には昭義節度使王氏、幽州節度使劉氏等の自立勢力が居り、河東には後梁の宿敵晉国が拠つてゐて、彼等は何れも後梁や契丹の使臣が管内を通過して互に聘報することを拒んでゐた。云ふ迄もなく契丹・後梁の修好は河北・河東の勢力に取り腹背受敵の形勢を馴致することに外ならなかつたからである。後梁と契丹との使臣交聘は海路に由る外なかつたわけである。後梁側の海港は山東の登州か、その附近の渤海湾側山東沿岸、契丹側の海港は恐らくその対岸の遼河口附近であつたであらう。当時の營州治附近は未だ幽州節度使が自称燕国王として確保しており、又その管内には契丹に頑強

に抵抗した叛奚が拠つてゐたのであるから、営州・平州管内に契丹側の海港を求めるのは妥当でない。大凌河以東遼河口迄の遼西沿岸には望平海口があつたので、^{#287}或は此れが使用せられたかも知れないが、此の地方は所謂沮洳遠淺の地が多く、勝れた海口とは云へなかつた。後梁との結盟によつて渤海湾交通が緊要化したのに対応して良港を確保せんとすれば、鎮東海口の外に求め難く、よつて契丹の此の海口の占領となつたものと思はれる。然し此所は明かに小高句麗国の地で、渤海の勢力範圍であつた筈であるから、阿保機は越境侵占して此の海口を取り、そこに長城を築いたことになる。築城が開平二年十月であるから、その占領はそれ以前であつたことになる。恐らく後梁との結盟が成立した元年五月から二年十月迄の間に侵占したのであらう。此の様に見ると、阿保機の鎮東海口占領は、後梁と結んで晉や河北への侵掠を有利化せんとする对中国政策と、渤海・小高句麗人の渤海湾進出を抑へんとする東方政策との二つの大きな意味を併せ有してゐたことになる。鎮東の占領が此の様に重大な意義をもつてゐたとすれば、翌三年正月の「幸遼東」が前年十月に築造を命じた鎮東関長城の視察であつたことは容易に察知せられるであらう。鎮東海口の占領は渤海・小高句麗を抑へて契丹の对中国海上連絡を確保したものととして、爾後の東方政策の展開に大きな影響をもつたことと思はれる。遼史^{卷一}太祖紀・即位第五年（九一一）正月の条に

於是悉有奚・霫之地。東際海。南暨白檀。西踰松漠。北抵潢水。

とて、契丹が奚・霫の地を悉く領有した結果。東は海に至つたとある。此の海とは大凌河の河口附近より万里の長城附近に至る一帯の海岸を指し、当時契丹に反抗し続けてゐた奚族中の最も頑強な部族を此の地域に追つめ、終に阿保機に屈服せしめたことを伝へたのが右記事であると云ふ。^{#288}此の地域は本来営州の管界に属してゐた。営州治が契丹の手に落ちたのは稍々後年の梁・後唐鼎革の頃であつた様であるが、州の東部地域は叛奚の追討窮迫を通じて阿保機即位の五年に早くも契丹の勢力範圍に入つたわけである、此の営州東界の占領は中国と滿洲勢力との陸上接触を遮断し、且つ契丹の鎮東海

口への往来路の安全を強化する二つの大きな効果をもつ。営州東部の占領が阿保機の「幸遼東」の二年後であったことを思ふと、鎮東海口と営州東部との占領は阿保機の滿華提携遮断計画として聯関的に推進せられたものであらう。

「幸遼東」に続く記事はそれより六年を経た「釣魚于鴨渚江。云云」の一句で、新羅や高麗の入貢を併せ記してゐることから、一見、いかにも契丹の勢力が朝鮮半島にまで伸張して行つたかの觀を呈してゐるが、充分慎重な批判を要する一句である。鴨渚江は渤海の朝貢道、即ち對華交通第一幹線で、渤海は江水の全線を抑へ、江口附近に泊灼城を置いてこれを守つてゐた。かうした鴨渚江に、渤海が未だ健在してゐた当時、阿保機が遠く出かけて釣魚することは常識的に見てあり得ないことである。渤海に取り鴨渚江はその經濟的・文化的發展の爲に不可欠な中国との交通貿易の幹線であり、その安全を脅かす如き阿保機の鴨渚江方面視察は渤海との間に紛争を捲起す危険が大きかった。当時の阿保機がかかる危険を敢て冒したとは考へ難い。阿保機の建国活動に現れた對外政策を大觀するに、先づ同系族の奚を征服しつつ此れに並行して室韋等の北方勢力を伐ち従へ、西の阻卜・党項を伐つてのち、力を結集して一氣に東の渤海を攻め滅してゐる。即ち阿保機は四面一斉搆敵の愚をさげ、その最も弱いものから逐次各個に撃滅して行く賢明な策を採つてゐるのである。彼は渤海遠征中に陣歿したが、その子の太宗は渤海討滅の軍を引揚げると、直ちにその主力を中国に注いでゐる。それは阿保機が北から西、更に東の隣敵を滅した後、最後に最大の敵中国に當らんとした遺策に従つたものと思はれる。かうした遠大な雄略を胸に抱いた阿保機が渤海撃滅の機未だ熟しない以前にその生命線とも云ふべき鴨渚江を脅すが如き刺戟的挙措に出たとは思はれないのである。この様な大勢觀から、遼史に記す此の鴨渚江を以て北流松花江下流部分の一名なる鴨子河であらうとする説が立てられてゐるが、然し鴨渚江が高麗・新羅の入貢と併せ記されてゐる点から此の説には遽に賛同し難い弱味があると云はねばならぬ。「釣魚于鴨渚江」の一句はそのままではどうにも受取り難いのである。

鴨渚江と併せ記されてゐる高麗と新羅との入貢記事のうち、新羅に就いては格別疑問を挾むべき理由はないが、新羅の

衰微に乗じて半島の北部に王建が高麗を建国したのは此の年より更に三年後の神冊三年の夏六月丙辰であつたと云ふから、此の入貢高麗は半島には在り得なかつたことになる。かくて太祖九年の記事は嚴密な批判を要するものと云はねばならぬが、それは便宜上後文に扱ふこととする。ただ「釣魚于鴨綠江」以下の句がどの様に解せられるにしても、当時の阿保機の勢力が鴨綠江から朝鮮半島にまで伸張し得る筈のなかつたことだけは紛れない客觀情勢であつた。即ち鴨綠江の流域は渤海が契丹に滅された後も遺民の抵抗によつて久しく契丹の支配を排し、契丹が此の流域を確保し得たのは遙か後年の聖宗朝のことであつた。^{註293}又鴨綠江東岸の地は女直の住地として朝鮮民族の域外に属し、此所が高麗に帰したのは、鴨綠江女直を経略した契丹の聖宗がその地を高麗に与へてからである。^{註294}従つて太祖が鴨綠江に示威行進したり、それに恐れて忽ち新羅や高麗が遙々入貢したりすることは有り得なかつたのである。

次は神冊三年二月の多数国家の遣使入貢の記事で、それらのうち、晉・回鶻・阻卜・党項等は遼東と關係が無いので除外すると、残るは渤海・高麗・呉越となる。「渤海の扶余府は契丹道なり」との所伝がある以上、兩者の間に聘報のあつたのは当然と云わねばならぬから、契丹側から見ての渤海の入貢記事に疑問を挟む必要はなく、^{註295}ただ此れによつて兩者の間に時折正式使臣の往来があつたことを確め得るものと解しておけばよい。然し高麗と呉越との入貢は慎重に考へる必要がある。

王建が半島に高麗を建国したのは此の年であるが、先述の如く、それは夏六月のことであるから、二月の此の時には未だ建国せられていながつたことになる。従つて遼史本紀には先の太祖九年のものと合せて王氏の建国に先つ高麗國の契丹への入貢が二回も記されてゐることになる。遼史には此の外に属国表にも神冊三年三月に繋けて高麗の入貢を記してゐること、高麗伝では建国前の入貢の繫年を頗るばかして記してゐること、王氏建国前のこれらの入貢高麗は小高句麗ではないかとの推測が抱かれること等は先に一言した如くである。何れにしても此の高麗の入貢は仔細に検討する必要がある、

便宜上後文に更めて詳考することとする。

呉越は江南の兩浙に拠つた国で、契丹との間には呉・後梁・晉・燕等の諸国が介在し、且つ呉越と呉、呉と後梁、後梁と燕・晉は何れも互に相仇敵視し、更に燕・晉と契丹とは攻防を続けてゐたので、かかる複雑な国際關係の交錯する大陸を縦断して呉越から契丹に遣使交易することは全く望めず、海路に由る外なかつた。呉越の契丹への遣使渡航は此の年以前に初まつており、以後も又長く続けられてゐる。但し此の遣使渡航を伝へてゐるのは専ら遼史のみで、呉越の歴史を綴つた呉越備史には全然記されてゐない。それは呉越備史の撰者が宋に併合せられた呉越國の王家の子孫で、宋からその生活を保証せられており、その宋は契丹と抗争対立してゐたので、その祖先の國の契丹との親交を意識的に削去した為と思はれる。遼史 卷一 太祖紀によつて呉越國の渡來入貢を表示するに、左の如くである。即ち呉越國使臣の渡航入丹は契

契丹太祖時代呉越國使臣渡來表（遼史本紀）

契丹	年号		西曆	月日	記事
	吳	越			
太祖九年	天寶八年	九一五	十月	呉越王錢鏐遣滕彥林來貢。	
神冊元年	九年	九一六	六月庚寅	呉越王遣滕彥林來貢。	
同	同	同	十一月	時梁及呉越二使皆在焉。	
三年	十一年	九一八	二月	晉・呉越・高麗・渤海各遣使來貢。	
五年	十三年	九二〇	五月丙寅	呉越王復遣滕彥林貢犀角珊瑚。授官以遣。	
天贊元年	十六年	九二三	四月己酉	呉越王遣使來貢。	

丹・太祖の九年に初まつたことが知られる。太宗時代にも此の渡來は続き、太宗は契丹側からも使臣を呉越に遣してゐる。兩國使臣の渡航往來に就いては嘗て詳考してゐるので、註296此所には詳説しないが、此の渡海の契丹側發着港が鎮東閔海口であつたことは論ずるまでもあるまい。鎮東海口に盛んに來航した中

国人の国家は後梁・呉越と南唐とであるが、南唐は呉を篡奪した国で、その建国は契丹・太宗の天顯十二年（九三七）であるから、その渡来はおそらく初まつたわけである。後梁と呉越との渡来は共に太祖の時に初まつてゐるが、更に此れを細かく比較すると、後梁の渡来は太祖即位の前年に初まつてゐるのに対し、呉越の来貢はそれより十年おくれて太祖の九年に初まつてゐる。後梁の使臣が渡来を初めた時には契丹は未だ鎮東閩を占領経営してはゐない。そして契丹が鎮東に長城を築いた太祖の二年十月迄に後梁と契丹とが海路往来せしめた使臣の回数は史に伝へられてゐるもののみでも合せて八回にも達してゐる。然も此の使臣往来は兩國同盟の重要な政治的使命を帯びたものであつた。さすれば此の兩國間の海路連絡の頻繁とその重要性とが契丹をしてその要港鎮東の占領経営を急がしめる有力な一因となつてゐたと見るを得よう。後梁の契丹への渡航は国際政治の面から初められたのであるが、遠く離れた呉越にはかうした政治的[目的](#)のあつた筈がない。従つてその太祖九年の初入貢がもつ意味は他の面に求めなければならぬ。

当時の海外への使臣派遣は多く海上貿易に活躍してゐた海商を利用してゐた。即ち重大使命を以て特派せられる使臣は商舶に培乘し、然らざる場合は海商に使命を托する場合が多かつた。先掲の諸表中に見える呉越の滕彦林や後梁の郎公遠は恐らく海商として或は特派使臣を輔け、或は自ら使臣としての任を果してゐたと思はれる人物である。呉越國、即ち南浙の商舶は当時の東支那海・黄海に最も目ざましく活躍し、渤海・朝鮮・山東半島等はもとより、遠く日本にまで渡航して貿易の利を求めてゐた。^{北297}渤海湾の良港鎮東海口にも恐らく夙くより渡航し、遼東貿易の利を逐つてゐたものと推測せられる。その呉越が契丹に入貢したのは阿保機が鎮東海口を占領してから七年も後の即位第九年目で、後梁に甚しく後れてゐるが、もともと呉越の場合は政治から離れて専ら貿易博利一本の渡航であつたのであるから、太祖九年の入丹開始も、それが貿易の立場から必要か有利であると見た上でのことであつたと受取るべきである。果して然らば、呉越は太祖の九年に入つて初めて契丹への朝貢を貿易上に有利もしくは必要と考へ、それまでは必ずしも契丹を深く意に介してゐなかつ

たことになる。そこで太祖の九年は何故呉越の貿易業者をして契丹への朝貢を必要又は有利と考へしめたかを探つて見る。

呉越船の渤海湾への渡航は遼陽を中心とする南滿貿易の利を求めに在つた。貿易の利を維持拡大するには此の南滿を支配する権力と修好しなければならぬ。たとへ契丹が要港鎮東を占領しても、その背陸の支配権を握らなければ呉越は必ずしも契丹に入貢するとは限らない。此の様に考へると、太祖が遼陽を含む南滿の大部分を収めた為でなければならぬことになる。逆に云へば、それまでの太祖は南滿の中心勢力となるを得ず、鎮東占領後七年間、遼東に於ける勢力の大伸張は見られなかつたわけである。

太祖・九年に続く先表の記事は神冊三年十二月、四年二月、同五月の一聯の記事で、何れも遼陽の経営に関するものである。先づ三年十二月の「幸遼陽故城」は契丹が遼陽を占領したことを意味し、太祖の行幸はその修葺経営の為で、翌四年二月、此所を東平郡とし、防禦州と定め、五月、宮修ほぼ成るを見て還幸したものと思はれる。約半歳の滞留はいかに阿保機が遼陽の経営に力瘤を入れてゐたかを察せしめる。遼陽は小高句麗の首都であつたのであるから、此の占領経営に就いては小高句麗の滅亡の立場から後文に更めて再考するが、此の遼陽の経営が遼東に於ける契丹の勢力を格段と強化せしめたことは自明で、此の年、利に敏い呉越が又もや契丹に朝貢してゐるのは偶然とは考へられない。

先表の次の記事は神冊六年十二月の「詔徙檀・順州民于東平・瀋州」の句である。檀・順州は河北の州名で、そこで俘へた漢民を東平郡と瀋州とに徙し、その充実と原住民の牽制とに資したわけである。東平郡は一昨年修復した遼陽であり、瀋州は遼陽から程遠からぬ瀋陽（奉天）である。^{註299}漢民徙置前に契丹の領有となつてゐたことは紛れないが、その占領の年は示されてゐない。遼東控制におけるその歴史的重要性と遼陽からの距離とから考へるに、恐らくその占領は遼陽と相前後した頃のことであらう。遼陽・瀋陽の二要地を収めた契丹の勢力は更に附近一帯に波及し行つた筈である。

最後の天贊三年五月の記事は、河北道・薊州の俘獲漢氏を徙して遼州を實したこと、渤海（人）が州の刺史を殺し、州民を掠したこと等を伝へたものである。遼州は今の新民県の東北遼浜塔の地に当ること、既述の如くである。契丹の遼州占領の年は示されてゐない。

先に述べた如く、遼州・咸州と契丹の東進基地龍化州とは交通幹線を以て結ばれ、阿保機は比の幹線に由つてその大汗即位前に早くも咸州以北の女直を経略してゐた。又遼州は此の幹線上の最大要衝に当り、よつて契丹は遼州に北女直兵烏司をおいて女直を控制し、咸・遼・龍化州の兵事を此の司に委隸して此の幹線を固めしめてゐた。この様に見て来ると、龍化州を東進基地としてゐた阿保機の遼州占領は比較的早かつたのではないかと思はれる。渤海人の刺史襲殺事件は後文に更めて詳考する予定である。

以上は専ら太祖紀に拠つた阿保機の遼東経略に関する考察である。此れを通観するに、彼は渤海遠征以前に遼河口より東遼河方面に至る遼河の全流域を収めてゐたことが明かとなるが、此の長大な地帯に彼が設置した州は僅かに東平・瀋・遼の三、此れに鎮東関を加へて三州一関にすぎず、その余りにも手薄なるに疑念が抱かれる。そこで遼史卷二地理志八東京道の項を検討するに、果して此の外にも阿保機設置と明記あるもの、それと察せられるもの等が数州見出される。それらを抽出し、説明記事を抄記して表示するに、左の如くである。合計十州となるが、此の中、遼陽（東平郡）瀋・遼の

州名	州名	記	事
遼陽府	遼陽府	神册四年。葺遼陽故城。以渤海漢戸建東平郡。為防禦州。	
瀋州	樂郊県	記事省略。	太祖俘薊州三河民建三河県。後更名。

三府州は太祖紀にも見え、黃龍府は太祖が渤海を伐ちその扶余府（今の農安の西南）を改称したものであるから、小高句麗領域外の地である。そこでこれらの四州を差引くも尚六州を新に加へることとなる。そこで次にこれら六州に就いて考説する。

遼州	靈源県	太祖俘薊州吏民建漁陽県。後更名。太祖遷渤海人居之建鉄利州。統和八年省。開泰七年以漢戸置。
遼州	慶雲県	太祖伐渤海先破東平府。遷民夷之。(中略)太祖改為州。軍曰東平。云云。太祖以檀州俘於此建檀州。後更名。太祖俘密雲民。於是建密雲県。後更名。本渤海富州、太祖以銀治更名。
銀州	永平県	太祖以俘戸置。旧有永平寨。
同州		太祖置州。
帰州		太祖平渤海。以降戸置。後廢。統和二年伐高麗。以所俘渤海戸復置。
黄龍府		本渤海扶余府。太祖平渤海還至此崩。有黄龙見。更名。
巖州		本渤海白巖城。太宗撥属藩州。云云。

に当る。冊府元龜^{註302} 卷一 帝王部・納降門・貞觀十九年六月丁酉の条に唐の太宗が高句麗を伐つて白巖城を降したことを記して

李勣攻白巖城西南。太宗臨其西北。城主孫伐音請降。以城為巖州。獲士女二万。勝兵一千四百。倉粟二万八千石。一云云。

とあり、白巖城を取つた太宗は此れを巖州と名けたと云ふ。太宗の引揚げと共に忽ち高句麗に奪還せられたが、巖州の名は唐代に由来することが知られる。太宗は此の時遼陽をとつて遼州とし、蓋牟城をとつて蓋州としたと云ふ。遼史の地理

小高句麗国の滅亡(日野)

先づ各州の位置を見るに、鉄利州(後の広州)は藩州(奉天)の西南六十清里の彰駅に当り(彰駅は広州の郭下県昌義↓章義の転音)、檀州(後の棋州)^註及びその郭下の慶雲県は開原の西方約四十清里に在る慶雲堡に当り、銀州は鉄嶺、同州は咸州と銀州との中間に在つたと推定せられてゐる。^{註301} 巖州は白巖城を州としたものであると云ふ。白巖城の名は三國史記^{卷一} 高句麗本紀・陽原王三年(五四七)の条に、「改築白巖城。葺新城」とあり、同七年(五五一)の条に「突厥来困新城。不克。移攻白巖城」とあつて、南北朝時代から新城と並ぶ高句麗の要城として史に著れてゐる。その地は遼陽と本溪湖との中間、太子河の上流の北岸にその遺址を遺す燕州城

志は巖州の太祖設置なるを云はず、只太宗の時に設置後幾歲月を經てゐたことを示してゐるのみであるが、太宗は中國の經略に力点をおいて東方に消極的であつた様であるから、創設者は太祖ではないかと思はれる。歸州は太祖の時置かれ、その後一度廢せられ、聖宗の統和二十九年（一〇一一）復置せられたものであると云ふ。此の歸州に就いては別に專考しており、その結果を要約すると次の如くである。復置の歸州は聖宗が高麗征伐で獲た渤海人俘虜を以て遼東半島に置いたものであるが、太祖創置の歸州は全く処を異にし、今の撫順、即ち高句麗及び小高句麗時代の新城州に當る。即ち太祖は新城州を収めて歸州としたのである。その後約半世紀を經た保寧八年（九七六）九月辛未、女直の強襲を受け、その五寨を破られ、州民を掠致せられ、此れが因となつて廢州となつた。阿保機が滅した渤海の遺民が建てた後渤海及び此れを支へてゐた兀惹部の指揮を受けた女直が輝發河流域から出撃したものの如くである。此の前歸州は軍政上東京統軍司（遼陽に治す）に屬してゐた。撫順には今も尚高句麗時代と遼代との遺物が並出すると云ふ。

次に地理志所載六州の設置年代を見るに、その正確な所伝は全く見出せない。然し東平郡が神冊三年末から修葺せられ、瀋州が同六年には設置せられてゐたとすれば、その西方、即ち契丹より見て手前に所在する鉄利州はそれより先に置かれてゐた公算が大きい。遼史 卷六 食貨志・抗冶の条に

神冊初。平渤海得広州。本渤海鉄利府。改曰鉄利州。地亦多銖。

とて鉄利州の設置を神冊の初めなりとしてゐるのは、先述の理由からして大体信をおき得るものと云へよう。但し此の鉄利州を渤海を平げて得たと云つてゐるのは正しくない。契丹が渤海を攻滅したのは神冊初年から計へて十年も後に當る。然らば何故「平渤海得広州」と云つてゐるのかと云ふ疑問が生ずるが、それは遼史、特に地理志に使用せられてゐる「渤海」の用例の検討に係つてくるので、更めて詳考することとする。遼陽の東に在る巖州の設置は遼陽と略々同時か、若干後年と見るべきであらう。檀州は河北路・檀州の俘掠漢民を以て置いたとあるが、遼史 卷二 太祖紀・神冊六年十一月

の条に

癸卯。下古北口。丁未。分兵略檀・順・安遠・三河・良郷・望都・潞・滿城・遂城等十余城。俘其民徙内地。

とある如く、大いに檀・順の漢民を俘へて内徙したのは神冊六年であり、先に述べた如く、翌十二月には早くもその一部を東平・瀋州に徙置してゐるのであるから、契丹の檀州設置も神冊六年末か翌年頃のことであらう。歸州はその西の檀州の経営が神冊五六年であることから考へて、やはり此の頃か、多少おかれて天贊の初め頃であらう。銀・同二州に就いては見当がつかない。ただ此の二州が北女直の住域に在り、此の北女直中の咸州以北の者は阿保機が大汗即位前に早くも経略してゐるのであるから、この二州の経営も或はかなり早かつたかも知れない。

次に右諸州管下の県数を見るに、地理志の伝へるもの二十二、そのうちから阿保機の設置たることの明かなもの、又は推定し得るものを検するに、都合十八を得る。但し契丹の制度では府州に属する州、即ち県格の州があり、二十二は此れを加算したものである。従つて精しくは二十二州註335と云ふべきであるが、却つて混乱するので二十二としておく、但し前歸州の管県は悉く所伝を失し、又鉄利州の管県にも中廢の際に省廢せられたまま復活せずして所伝を失したものがあつたかも知れない。尚その他にも県の置廢はかなりあつた様であるから、此の二十余が九州の全県としてほぼ安定した数であつたとは云へず、沈んや太祖設置の県が此の二十未滿の数を以てその大部分を包括してゐるとは云へない。然し正確な

遼東の太祖九州所管州県数

州名	全県数	太祖設置	備考
	置県数	置県数	
東平郡	九	六	太宗以後巖州を管するも除外す
瀋州	二	二	

検討の手掛りを索め得ない現在として一応右の県数を表示して参考とする。今後の研究に俟つこと切なるものがあるが、愚考を以てすれば、太祖設置県の数は此の表を上廻つていたらしく感ぜられる。その詳細は各州下の県名の具体的な考察と共に別に披ひたいと念じてゐる。要するに阿保機設置の県は少くとも十八以上に

嶽州	一	一	棋州を管するも除外す
遼州	二	二	
棋州	一	一	
銀州	三	三	三の内一は州、州は失伝 但し此の一は復置後のもの
同州	三	二	
鉄利州	一	一	
歸州	不明	不明	
合計九州	二二	一八	

及んでゐたことだけは紛れなく、歸・鉄利州の分を加へて二十州を下らずと云ふも敢て過多ではない。

以上、遼史の太祖紀及び地理志の項によつて阿保機が渤海国討滅以前に設置したと認められる州を拾集して九州を得た。此の外に遼東行部志は肅州を阿保機の設置なりとする世伝を記してゐるが、史料的に確実性を欠くので一応考察外におかざるを得ない。

九州管下の県で阿保機の設置に係るものは二十を越えたと推定せられる。九州はその殆んどが同州より下流の遼河流域に在り、僅かに歸・嶽両州が稍々離れて渾河と太子河との上流に位置してゐるのみである。このことから阿保機の遼東経営が右地域に限定せられてゐたと速断することは行過ぎであるにしても、そこに経営の力点がおかれてゐたことは断言して差支へない。遼史・地理志の東京道の州数は八十余に達し、尚その外に置廢併省せられて伝載せられてゐない州もあり、又契丹獨特の制度たる頭下州・私城も右八十余の外に扱われてゐる。地理志は頭下州を一括して上京道の所に並記しており、且つそのうちから遼東のものを確実に見分けて取出すことは困難であるが、大部分のものが遼東に集中してゐただけは容易に察せられ、従つて一切を合計した遼東の州は百前後に達したと考へられる。それら諸州の中には現位置への比定、設置年代の考定の困難なものが頗る多いのであるが、貧弱な筆者の知識を以てするも、遼河流域に所在したことの確実なもの、及び略々推定し得るものは二十数州に達する。位置不明の州名が夥しいことを考へると、遼河流域所在州の実数は更に多かつたと見なければならぬ。さうした位置・設置年代不明の州の中には阿保機設置の遼河流域の州があるかも知れない。然し此所ではそれら不明の州は如何ともし難いのであるから、右の九州を以て研究推進の基礎とする外ない。

第二項 遼東経略の範圍

渤海国討滅以前に於ける阿保機の遼東経略が遼河流域に力点を集中し、その全流域をほぼ掌中に収めたことは先に詳考した如くであるが、此の流域の東方及び北方に於いてどこ迄勢力を伸張したかは、彼の経略範圍の問題として更めて考へて見なければならぬ。便宜上、咸州以北と咸州以南とに分つて考察することとする。

先に述べた如く、咸州以北に於ける阿保機の勢力は遼河及び東遼河に沿つて北方に伸び、東遼河北岸地方（契丹が後に信州をおいた所）にまで及んでゐた。その又北方は伊通河の流域で、そこは渤海の扶余府の管下に入り、府は渤海の契丹道の関口として常に契丹に対する勁兵が配駐せられてゐた。府の管域は長春方面にまで及んでゐたと考へられる。東遼河北岸の懷徳県・新安鎮の方面も扶余府の統轄下に在つたのではないかとの推測が抱かれぬではないが、阿保機が天贊四年（九二五）渤海遠征軍を興し、扶余府より侵入を開始した時、その最初の衝突は扶余城の攻防で、それより前面に両軍の交戦があつた形述がないから、東遼河北岸地方はやはり阿保機の勢力下に入つてゐたと見るべきであらう。即ち伊通・東遼二河の中間が両者の勢力の分界線をなしてゐたのであらう。嘗ての吉林・遼寧二省の境界も此の線に置かれてゐたことから考へるに、此の線は自然的・人文的に境界線たるべき条件を具へてゐるのであらう。

咸州の東方、輝発（契丹時代は回跋・回霸と音写）河の上源の今の北山城子は渤海国西南辺の要害たる長嶺府の府城回跋城のあつた所で、堅城を誇りつつ渤海の營州道の関口を固めてゐた。^{註306}従つて扶余府と此の長嶺府とを結ぶ一線、即ち北流東遼河・哈達嶺以東の地は渤海国の本土として契丹勢力の浸潤をたやすく許さなかつた筈である。阿保機が遼河流域に於ける勢力を咸州方面より更に東に拡大せんとすれば、忽ち此の境界に於いて渤海と衝突するは必然で、渤海との紛争には慎重であつた勃興当初の阿保機が^{註307}かかる危険を冒すことは先ずあり得なかつたと思はれる。大国渤海との武力衝突は契丹勃興史上の重大事件として遼史のどこかに伝載せられてゐる筈であるが、阿保機がその精銳を悉して渤海遠征の途に上

る天贊四年まで、彼が渤海に武力を以て立向つた伝へは遼史に全然見えてゐない。又扶余府・長嶺府等渤海西境の要府は渤海最後の年まで蔽として渤海に確保せられてゐた。かうした渤海との関係より見て、咸州以北に於ける阿保機の勢力は大體東遼河及び遼河の流域に止まり、それより更に東方及び北方に深く進出することは無かつたと推断せられる。

阿保機は扶余府より一氣に渤海に侵入し、天顯元年（九二六）忽ち首都を陥れて此れを滅し、長嶺府その他の地をも攻略し、渤海国を東丹国と改め、皇太子の倍を東丹国王としてその統治に当らせた。然し阿保機は病を得て急遽帰国の途上に没した為、倍と弟の堯骨との間に皇位継承の争を生じ、堯骨が制勝して太宗となり、倍を抑圧する内訌が続き、東丹国の統治は大きく傾いた。加ふるに渤海人の間に弥漫せる熾烈な反契丹感情から東丹国内各地に強力な叛乱が続発し、形勢の悪化を見た太宗は兄の倍を軟禁する意味をも兼ねて東丹国を遼陽に移転後退せしめた。渤海国内の遺民は此れに乗じて再び故都に抛り渤海国を復興した。所謂後渤海国である。後渤海の実権を終始掌握してゐたのは烏氏を戴く兀惹部で、その支持の下に一時は殆んど旧領を恢復し、ただ扶余府の奪還のみは失敗に帰したが、長嶺府は長く後渤海の領有する所となつてゐた。即ち渤海の討滅により契丹の遼東に於ける勢力は北方には展張して扶余府の地を取り込み得たが、東には殆んど伸び得なかつたのである。咸州以北に於ける契丹の勢力が長く東方に及び得なかつたことは、此の地帯に置かれた契丹諸州の設置年代とその軍号とによく反映してゐる。咸州以北東遼河流域に至る迄の間に置かれた契丹の諸州をその軍号・位置・設置年代等に就いて表示するに、左の如くである。安州は北女直兵馬司に隸すとあるのみで、他は全然記述がない。残り五州の軍号名を見るに、肅・信の二州を別として、三州は韓の東平、咸の安東、通の安遠等、何れも此の地が契丹直轄領の辺境で然も東界に當つてゐたことを表はした名称である。五州の設置年代は一応地理志の記事をとつて表に示したが、実は諸伝区々として一致せず、精しくは考証を要するものである。然し概ね後年の設置であり、又遼末迄存続してゐたことは紛れない。軍号も亦遼末まで続用せられたものである。従つて此の地方は契丹の末造までその直轄領土の東界を

註309

註311

註308

註310

註312

咸州東遼河間契丹設置州

州名	軍号名	設置年	同上西曆	現位
咸州	安東軍	開泰八年	一〇一九	開原
爾州	信陵軍	重熙十年	一〇四一	開原の北方、昌図の南方辺り
韓州	東平軍	聖宗置	九八三以後	八面城
通州	安遠軍	保寧七年	九七五	四面城
信州	彰聖軍	開泰初	一〇二二	懷德県又は新安鎮
安州	記事ナシ	記事ナシ		昌図の北、鶻鷲樹附近

までその直轄領土の東界をなしてゐたことを立証するに足る。要するに、咸州以北に於ける阿保機の経略範圍は遼河・東遼河の流域を限界としてそれ以東に及ばず、且つ此の限界は遼末迄殆んど変らなかつたのである。

次に咸州以南に就いて阿保機時代の契丹の東界を考えて見る。阿保機が設置したと認められる先述の九州一関の州関名及び州の軍号別を遼史の本紀及び地理志によつて検出し表に示すと左の如くである。括弧内の州軍名は後年に改名せられ

阿保機設置咸州以南州関

遼州	東平郡 (遼陽府)	遼陽(奉天)
瀋州	興遼軍 (昭徳軍)	遼陽
東州	東平軍 (始平軍)	新民県東北遼浜塔

たものである。九州中軍号名の所伝あるもの六(但し瀋州の興遼軍は太宗の賜額)、そのうちの二州は鎮東・東平の号を有して居り、又遼陽府は東平郡の名を以て創置せられ、その外港は鎮東関の名を以て呼ばれてゐる。かくて十州関は、その伝載を欠くものをも含め

なしてゐたことになる。聖宗時代(九八二—一〇三一)に入ると、契丹は屢々此の直轄領を越えて満洲の奥深く兵を送り後渤海(元惹部)を伐つて国威を輝かし、その勢威は遠く東流松花江最下流域の五国部方面迄波及したが、然しその支配は所謂驪蹠で、直轄統治ではなかつた。又按出虎水完顔部(金

檀州 (棋州)	祐聖軍	開原西方約四十清里の慶雲堡
鐵利州 (広州)	富国軍	瀋陽西南六十清里の彰駅站
銀州	鎮東軍 (鎮遠軍)	鐵嶺
同州	記載ナシ	開原鐵嶺の中間 撫順北関山城
婦州	白巖軍	遼陽・本溪湖間太子河北岸の燕州城
巖州		遼河口右岸附近
鎮東関		

へる。尚此の咸州以南に於ける契丹の領域は後年に降るに従ひ次第に東に拡大せられ、鴨綠江流域を蔽ひ、半島にまで入り込んで行つた。先表を見るに、鎮東、東平の名号は、鎮東関を除くの外、何れも次第に消滅して他の名号に變つてゐるが、此れは領土の東方への拡大に照応する改変と見るを得よう。而して後年に置かれた咸州・韓州等が新に東平・安東等の軍号を与へられてゐる所を見ると、咸州以南に於いて領土の東方展張と共に漸廢せられた名号は、依然として契丹の東界をなし続けてゐた咸州以北に転附せられたと解することができる。

以上を要するに、遼東の最重要地をなす遼河の流域と、その一支東遼河の流域とは阿保機の遼東経略の中心をなすと共に又その限界をもなし、只遼河下流の支たる渾河・太子河に沿つてのみ稍々東進してゐたのであるが、此の二大支に沿ふ東進も結局は遼河流域確保の爲の進出に外ならなかつたのである。此の経略限界論にとり、太祖紀・即位第九年十月戊辰の条の「釣魚於鴨綠江」の一句のみは頗る障礙となるが、仔細に此の句を検討するならばその虚妄なることが察見せられる。但しその批判は便宜上後文に扱ふこととする。（未完）

て、その四割に當る四州関が太祖の時代に於いて東平・鎮東の名称又は軍号を帯してゐたことになる。そしてそれは此れら州関の所在地たる遼河の流域が太祖時代に於ける契丹領の東界をなしていたことを示してゐるものと解せられる。つまり阿保機は全遼河流域を経略し、且つそれ以東には殆んど進出してゐなかつたと考へられるのである。稍々東方に離れた婦州・巖州の占領は地理的に遼河流域と離せなかつたものと云

註

- 五代会要^九 卷二 契丹の項には痕徳重を欽徳と記してゐる。
 頭下州・私城に就いては、歴史学研究九卷九号の島田教授「遼の頭下州に対する二三の憶測」、滿蒙史論叢^三所載、田村教授「遼代に於ける徙民政策と都市州県制の成立」等参照。此の問題は契丹国の研究に於いて頗る重要な意義をもち、今後も尚種々の角度から究明せらるべきもの様に思はれる。
- 259 遼史^七 卷二 地理志・上京道・龍化州の条の記事に依る。四樓に就いては東洋史研究第三卷二号所載、田村教授「遼初史疑三題」、東洋史学第三輯所載、平島学士「遼初史の二三の問題」の第二篇「太祖の西樓」等参照。
- 230 滿洲歴史地理^二 卷二 所収、松井氏「滿洲に於ける遼の境域」。
- 231 滿鮮地理歴史研究報告^三 卷三 所収、津田博士「遼の遼東経略」。
- 262 遼史^七 卷三 地理志・上京道。
 前出の「滿洲に於ける遼の境域」。
- 263 註²⁶³に同じ。
- 265 夫余族・粟末靺鞨に就いては、史淵三四輯所載の拙稿「夫余国考」同三六・三七合輯号所載の拙稿「靺鞨七部の前身とその属種」等参照。
- 265 唐代の南滿遼東の地が高句麗人の住地であつたことは、小高句麗国の研究として此れまでに論じた所によつて自ら明かである。
- 267 女直人の蔓延に就いては、史淵六〇輯所載の拙稿「宋初に於ける女真の山東來航(一)」参照。
- 263 このことは前出の「滿洲に於ける遼の境域」参照。
- 269 前出の津田博士「遼の遼東経略」。
- 270 西日本史学第六輯所載、平島学士「遼初史の二三の問題に就いて(一)」による。
- 271 以上、滿洲歴史地理一卷松井等氏「隋唐二朝高句麗遠征の地理」に拠る。
- 272 冊府元龜・卷九九五・外臣部・交侵門・同年十月の条に高麗遣其將安固。率高麗・靺鞨兵侵契丹。松漠都督李窟哥發騎禦之。戰于新城。とあるを参照。
- 273 咸州兵馬祥隱司の精確な設置年代は考定してゐないが、此の名が史に頻出するのは遼末天祚帝の天慶年間で、管見の範圍では天慶四年を始見とする。尚本司に就いては史淵四八輯の拙稿「契丹の回鹘部女直経略に就いて」の(三)を参照。
- 274 遼史拾遺^八 卷一 及び文献通考^{二七} 卷二 四裔考・女真の項等に引く。通考に入宮口とあり、拾遺に八室口とある。何れに従ふべきか、判断し得ない。
- 275 オリエンタリカ第二号所載、池内博士「遼金時代の貴徳州の位置に就いて」参照。
- 277 256 滿洲歴史地理^二 卷二 所収、松井氏「滿洲に於ける遼の境域」前註に同じ。

278 前出の津田博士「遼の遼東経略」。

279 東洋学報三二卷三号、和田博士「魏の東方経略と扶余城の問題」参照。

280 遼史 卷三 地理志・中京道・来州の条に九

来州。帰徳軍。下節度。聖宗以女直五部歲饑。置州居之

とある。

281 公乗鎔等一行が幽州に入ったのは応暦二年正月であるから、遼史 卷六 穆宗紀・同年正月戊午朔の条に

南唐遣使奉蠟丸書及び進奉犀兕甲万属。

とあるのは、公乗鎔等の入使に外ならぬ。

282 鎮東海口の詳細に就いては、史学雜誌五〇編七〇九号の拙稿

「五代時代に於ける契丹と支那との海上交通貿易」参照。

283 此の長城に就いては史淵四一・四二・四三輯連載の拙稿「粟

末鞞鞞の対外関係」参照。

284 続資治通鑑長編 卷三二 同一事実を伝へた記事があるが、そ

れには野里鷄を伊勒錦と写してゐる。

285 東洋学報六卷一号、和田博士「定安国に就いて」の中に此の三冊に論及せられており、東洋史学一輯乃至三輯の拙稿「定安国考」、朝鮮学報二一・二二合輯号の拙稿「聖宗統和初年

に於ける契丹の東方経略と九年の鴨緑江口築城」でも扱つてゐるが、尚更に深く論究する予定である。

286 表の詳細に就いては註282の論文参照。

287 望平県海口に就いても註282の論文参照。

288 前出の平島学士「遼初史の二三の問題に就いて、その一」参

照。

289 此の四面の逐順の各個撃破は阿保機の対外経略に於ける主力の活動を云つてゐるのであつて、此の間、絶対に他を伐たなかつたと云ふのではない。室韋を伐ち乍ら完項に兵を用ひたこともある。阿保機は、例へば西方に主力を注ぐ戦をしかける時は、東方に対して若干の兵力を用ひ陽動作戦を展開して虚に乗ずる東敵の侵入を牽制する策略を好んで用ひてゐた様である。

290 池内博士著「滿鮮史研究」中世第一冊所載、「遼代混同江考」

考」

291 高麗史 卷一 太祖世家。

292 東洋史学一〜三輯所載の拙稿「定安国考」、池内博士著、滿鮮史研究中世第一冊「遼の聖宗の女直征伐」、前出の津田博士「遼の遼東経略」、和田博士「定安国に就いて」等参照。

293 前出の拙稿「聖宗統和初年に於ける契丹の東方経略と九年の鴨緑江口築城」参照。

294 前出の池内博士「遼の聖宗の女直征伐」。

295 此の渤海の入貢は単なる儀礼的なものでなく、小高句麗国の運命に關する重要な意義をもつてゐたものと解せられるので後文に更めて論及する。

296 前出の拙稿「五代時代に於ける契丹と支那との海上交通貿易」。

297 吳越の海上貿易に就いては夙く昭和十六年に専稿を組んでゐるが、未だに発表の機を得ない。何れそのうち詳述する

ことがあらう。

298 契丹は一州下につとめて漢・滿その他の民族を共存せしめ、相牽制する様巧に操縦してゐた。このことは契丹の徙民政策に於いて從來殆んど重視せられてゐないが、その成功と失敗とが直ちに契丹大帝国の国運に大きく響いてゐて、決して輕視し得ない問題であつたことを示してゐる。

299 扶余府と黃龍府との關係及びその位置に就いては、前出の「滿洲に於ける遼の境域」、東洋學報三二卷三号的和田博士「魏の東方経略と扶余城の問題」、史淵四九〇五二輯の拙稿「渤海の扶余府と契丹の龍州・黃龍府」等参照。但し和田博士の説は著しく見解を異にし、此の地方の歴史とはかなり相容れ難い様に思はれる。

300 棋州は遼海叢書本の遼東行部志には祿州と見えてゐる。
301 以上の諸州の位置に就いては前出の「滿洲に於ける遼の境域」参照。

302 滿鮮地理歴史研究報告 第一 所収、池内博士「高句麗討滅の役に於ける唐軍の行動」。

303 冊府元龜 卷一 帝王部・親征門にも同記事あり。
304 契丹の前歸州に就いては和田博士還曆記念論文集「東洋史論叢」の拙稿「契丹の前歸州に就いて」参照。

契丹は直轄領土を五道に分ち、道の下を府・州に、府・州の下を県に分つてゐた。大体唐制に倣つたものである。然し契丹独特のものとして、府州の下に立つ州をも少からず置いてゐた。つまり県格の州である。然し此の県格の州も一般の府

小高句麗國の滅亡（日野）

州と同じくその下に県をおいてゐる場合が多かつた。此の場合の管県数は大抵一県である。従つてかかる州下の州は、形式面よりすれば、廢省するのがすつきりしてゐて優つてゐる様に思はれる。それを敢て置いてゐたのは恐らく民族や部族の複雑な關係によつてゐたのであらう。

305 長嶺府の府城名を回跋城と云ふ。阿保機が渤海の首都龍泉府を占領した後、そこから軍を差向けて此の城を攻めしめたが、攻陥までに數箇月を費しており、堅城であつたことが知られる。詳しくは史淵四六〇四八輯所載の拙稿「契丹の回跋部女直経略に就いて」参照。

307 阿保機の契丹國膨脹政策は極めて大胆雄大に推進せられてゐるが、その一つ一つの作戦や四周の勢力をその弱点から衝いて行く手順は慎重巧妙そのもので、東方の大海と渤海との武力衝突は最後の決戦の日まで極力さけてゐた様である。

308 以上、東丹國に就いては早くから專稿を組んでおり、なかなか発表の機を得ないが、いつかは世に出しておきたい考へである。

309 帝國學士院紀事二卷二号的拙稿「後渤海の建国」参照。
310 兀惹部に就いては、史淵二九〇三三輯の拙稿「兀惹部の發展に就いて」参照。

311 兀惹部の扶余府奪還企圖とその失敗とに就いては前出の拙稿「兀惹部の發展」、契丹の前歸州に就いて、「渤海の扶余府と契丹の龍州・黃龍府」等参照。
312 註310の論文

The Fall of the Small Kao-chü-li-Kingdom
(小高句麗国)

Kaizaburo HINO

Apoki (阿保機), the founder of the Liao (遼) Empire, started invading Liao Tung (遼東) in 903 A.D., four years prior to the year of his enthronement in 907 A.D. In about twenty years he occupied the whole basin of the Liao River, and its branch Tung Liao River (東遼河) and he set up at least nine Zhous (州) and one Guan (關) to establish the government system. But he did not advance from there to the west before he began the war to conquer Po-hai (渤海) Kingdom in 925 A.D.

The nine Zhous and one Guan are situated in the basin of the Liao River down around the present Kai-güan (開原), and there is no evidence that he set up a Zhou farther north.